

報告第16号

## 専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

幸手市長 木村純夫



専決第13号

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年10月21日

幸手市長 木村純夫

### 記

#### 1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○

#### 2 事故の概要

令和6年5月28日、午後2時17分頃、埼葛広域農道を北上中、春日部市下柳420-1付近交差点で、右側から進入してきた相手方と接触し、互いの車を破損させたものである。

#### 3 損害賠償額

金47,691円

上記金額の内訳（相手方損害額に責任割合10%を乗じたものとする。）

相手方損害額 476,905円…①

①のうち責任割合10%分 47,691円